

告示第 5 7 号

認定路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、令和 7 年 1 0 月 9 日から別紙の道路の供用を開始する。

その関係図面は、一宮町役場都市環境課において、令和 7 年 1 0 月 9 日から 3 週間、縦覧に供する。

令和 7 年 1 0 月 9 日

一宮町長

馬淵昌也



路線名	区 間
町道 2032 号線	一宮町一宮字臺場 205 番 2 地先から 一宮町一宮字臺場 205 番 2 地先まで